

基発 1223 第 6 号  
令和 4 年 12 月 23 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正に伴う  
当面の周知等について

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）等によりその改善を図ってきたところであるが、今般、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」（令和 4 年厚生労働省告示第 367 号。以下「改正告示」という。）により改善基準告示が改正され、その運用について、令和 4 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 3 号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（以下「3号通達」という。）をもって示したところである。

これに伴い、改正内容の周知等については、改正告示による改正後の改善基準告示（以下「新告示」という。）が適用される令和 6 年 4 月 1 日までの間、下記によることとしたので、適切な対応に遺憾なきを期されたい。

## 記

### 1 基本的考え方

改正告示は関係労使の代表の合意である労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会の報告を踏まえ策定されたものであり、労使自らがその適正な運用を図るべきものであることから、労働基準監督機関としては、新告示の遵守のための関係労使の自主的な取組を促進することにより、自動車運転者の労働時間の管理等の徹底を図る必要がある。

このため、あらゆる機会を活用し、改正告示が適用されるまでの間において、改正内容等を積極的に周知することとする。

また、道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等のうち脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、自動車運転者の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要がある一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけ

では見直すことが困難なものがあることから、関係行政機関と連携を図りつつ、取引慣行の見直しに向けて発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者（以下「発着荷主等」という。）に対する要請等の取組を実施することとする。

## 2 改正内容の周知等

(1) 労働基準監督署（以下「署」という。）は、労働相談、集団指導、監督指導等のあらゆる機会を活用し、周知を行うこと。

また、新告示及び3号通達については、運送を業とするか否かを問わず、自動車運転者を労働者として使用する全事業に適用されるものであり、例えば工場等の製造業における配達部門の自動車運転者等、自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。）の自動車運転者にも適用されるものであることから、これらの自動車運転者を使用する事業場に対しても周知に努めること。

(2) 都道府県労働局（以下「局」という。）は、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の管内の主要な団体に対して、会員事業場への周知に協力するよう要請を行うこと。

(3) 厚生労働本省（以下「本省」という。）においては、政府広報、Web 広告（インターネットバナー広告、リスティング広告）、ラジオ放送により広く一般に周知を行うほか、事業主団体及び労働組合に加え、荷主団体、貸切バス利用者等の発注者、地方公共団体及び関係行政機関等に対する周知を予定していること。

## 3 発着荷主等に対する要請等

(1) 署は、発着荷主等に対し、道路貨物運送業の事業又は事務所に使用される自動車運転者に係る長時間の恒常的な荷待ちの改善等に努めることについて、要請を行うこと。

また、本省のホームページにメール窓口（「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案等の情報を収集するので、対象の選定に当たり、この情報等を積極的に活用すること。

(2) 局は、上記(1)に基づき署が要請を実施した発着荷主等が要請された事項に積極的に取り組めるよう、当該発着荷主等の意向を踏まえ、労働時間管理適正化指導員による必要な支援を行うこと。

(3) 局は、管内の荷主団体のほか、発着荷主等になり得る事業場が所属する主要な事業主団体に対して、長時間の恒常的な荷待ちを改善すること等についての要請を行うこと。

(4) 局は、局労働基準部監督課職員の中から荷主特別対策担当官を定めるとともに、同担当官、労働時間管理適正化指導員及び署の労働時間相談・支援班の班員を構成員とする荷主特別対策チームを編成し、発着荷主等に対する上記(1)の要請及び上記(2)の支援を一体的に実施すること。

- (5) いずれの事業場も着荷主になり得ることから、局署が実施する説明会等において、参加者の属性に合わせて、上記(1)の要請事項についての説明や関係リーフレットの配付を行うこと。

#### 4 関係行政機関との連携

- (1) 地方運輸機関及び警察機関と一層の連携を図るため、平成元年3月27日付け基発第145号「自動車運転者の労働条件改善のための地方運輸機関との相互通報制度について」及び昭和55年9月30日付け基発第534号「自動車運転者の過労運転事案に係る警察機関からの通報について」に基づく通報制度について、引き続き、その適正な運用を図ること。
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2第6項の規定に基づき、関係行政機関の長は、荷主による違反原因行為の効果的な防止を図るため、国土交通大臣に協力するものとされていることを踏まえ、厚生労働本省において、上記3(1)後段で把握した情報を、国土交通省へも提供することとしているので了知すること。